

**嘉麻市新型インフルエンザ等対策
行動計画対応マニュアル
【総論編】**

**平成 26 年 12 月
(平成 27 年 4 月改定)
嘉麻市**

目 次

第1章 マニュアルの目的及び内容	1
1. 新型インフルエンザ等対策行動計画対応マニュアルの目的	
2. 嘉麻市対応マニュアルの位置づけ	
3. 嘉麻市対応マニュアルの基本構成	
(1) 総論	
(2) 業務継続計画	
(3) 予防接種	
(4) 社会対応	
第2章 新型インフルエンザ等の基礎知識	2
1. 季節性インフルエンザとは	
2. 新型インフルエンザとは	
3. 鳥インフルエンザとは	
4. 新感染症とは	
5. 新型インフルエンザと季節性インフルエンザの違い	
6. 新型インフルエンザ等の感染経路	
7. 新型インフルエンザ等予防の基本	
(1) 一般的な予防策	
(2) 感染予防に必要な個人防護具	
8. パンデミック期に想定される事態	
第3章 新型インフルエンザ等の発生段階と組織体制	10
1. 新型インフルエンザ等発生段階	
2. 嘉麻市新型インフルエンザ等対策室の設置	
3. 嘉麻市新型インフルエンザ等対策本部	
(1) 市対策本部の構成員	
(2) 市対策本部の開催	
(3) 対策本部会議事項	
4. 班	
(1) 班の設置	
(2) 市対策本部と各班等の関係図	
(3) 班の役割	

第1章 マニュアルの目的及び内容 一

1 新型インフルエンザ等対策行動計画対応マニュアルの目的

近年、平成21年に豚由来の新型インフルエンザ（A/H1N1）が全国的かつ急速にまん延したように、今後も新型インフルエンザ等が発生する可能性が高まってきている。特に、世界各地でインフルエンザ（H5N1）の人への感染が報告されており、新型インフルエンザの発生と日本国内への侵入が危惧されている。

このため、新型インフルエンザ等が発生した場合、市民の生命及び健康を守り、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限にするため、国、県、嘉麻市の「新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前対策や、感染拡大防止対策、被害を最小限にとどめる対策等について嘉麻市新型インフルエンザ等対策行動計画対応マニュアル（以下「嘉麻市対応マニュアル」という。）で定める。

2 嘉麻市対応マニュアルの位置づけ

嘉麻市対応マニュアルにおいては、嘉麻市行動計画に基づき、嘉麻市が実施する具体的な対策について示すこととする。なお、新型インフルエンザ等の発生の時期や形態についての予測は変わり得ること、対策については随時最新の科学的知見を取り入れ見直す必要があることから、これらの計画等については、国等において定期的に、また、適時適切に修正されることとされているため、嘉麻市対応マニュアルは、これらの状況に応じて適宜見直すものとする。

3 嘉麻市対応マニュアルの基本構成

嘉麻市対応マニュアルの構成及び内容は、以下のとおりとする。

（1）総論

目的、新型インフルエンザ等の概要、新型インフルエンザ等対策の基本方針、組織体制などについて定める。

（2）業務継続計画

市役所の各課の業務対応のための対策について定める。

(3) 予防接種

市民の予防接種対策について定める。

(4) 社会対応

新型インフルエンザ等に係る情報収集、広報、学校や集客施設などの対策、要援護者への支援策等について定める。

— 第2章 新型インフルエンザ等の基礎知識 —

1 季節性インフルエンザとは

季節性インフルエンザはインフルエンザウイルスに感染して起こる病気で、風邪よりも、比較的急速に悪寒、高熱、筋肉痛、全身倦怠感を発症させるのが特徴です。我が国では例年12月～3月が流行シーズンであり、その死亡者数は毎年1～2万人程度である。

2 新型インフルエンザとは

新型インフルエンザとは、「新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう」(感染症法第6条第7項)と定義されています。新型インフルエンザは、特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的に人に感染していたものが、遺伝子の変異によって、人の体内で増えることができるように変化し、さらに人から人へと効率よく感染して起こる疾患である。

3 鳥インフルエンザとは

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、人から人へ感染するのは、感染する鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、家族内での感染が過去数例報告されている。

4 新感染症とは

新感染症は、平成15年に発生したSARSのように発生当初において未知の感染症であって、「当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう」（感染症法第6条第9項）と定義されています。未知の感染症は、感染力の強さ、感染経路は病原体ごとに異なると考えられます。新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザ同様に社会的影響が大きなものが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があり、特措法の対象になる。

5 新型インフルエンザと季節性インフルエンザの違い

新型インフルエンザの症状は未確定であるが、大部分の人が免疫を持っていないため、季節性インフルエンザと比べると爆発的に感染が拡大し、非常に多くの人がり患することが想定される。それと同時に肺炎などの合併症を起こし、死亡する可能性も季節性インフルエンザよりも高くなる可能性があります。新型インフルエンザと季節性インフルエンザとの違いについて、現段階で想定される違いを表1に示す。

表1 新型インフルエンザと季節性インフルエンザとの違い

項目	新型のインフルエンザ	季節性インフルエンザ
発病	急激	急激
症状(典型例)	未確定（発生後に確定）	38℃以上の発熱 咳、くしゃみ等の呼吸器症状、 頭痛、関節痛、全身倦怠感
潜伏期間	未確定（発生後の確定）	2～5日
感染性	強い	あり（風邪より強い）
発生状況	大流行性／パンデミック	流行性
致命率 ^(注1)	未確定（発生後に確定）	0.1%以下

(注1) 致命率＝一定期間における当該疾病による死亡者数／一定期間における当該疾病のり患者数×100

6 新型インフルエンザ等の感染経路

(1) 新型インフルエンザの感染経路

- ①季節性インフルエンザの場合、主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられます。新型インフルエンザについては、必ずしも、感染経路を特定することはできないが、飛沫感染と接触感染が主な感染経路と推測されます。基本的にはこの二つの感染経路についての対策を講ずることが重要である。
- ②また、ウイルスは細菌とは異なり、口腔内の粘膜や結膜などを通じて生体内に入ることによって、生物の細胞の中でのみ増殖することができます。環境中（机、ドアノブ、スイッチなど）では状況によって異なるが、数分間から長くても数時間内に感染力を失うと考えられる。

(2) 飛沫感染と接触感染

①飛沫感染

飛沫とは、感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指します。なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

②接触感染

接触感染とは、皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指します。例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、ドアノブ、スイッチなどに触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の眼や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される。

(3) 新感染症の感染経路

新感染症の感染経路は、病原体ごとに異なるが、主に3つの感染経路が考えられ、新型インフルエンザと同様に、飛沫感染と接触感染があるが、他に空気感染が考える。空気感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子（5ミクロン以下）である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム（陰圧室など）やフィルターが必要になる。

7 新型インフルエンザ等予防の基本

(1) 一般的な予防策

新型インフルエンザの感染防止策は、一般の人々が普段の生活の中で実施できるものが多い。有効と考えられる感染防止策を以下に挙げる。

対策	概要
咳エチケット	<p>風邪などで咳やくしゃみができる時に、他人にうつさないためのエチケット。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。</p> <p>(方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2m以上離れる。 ○ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が飛散しないようにする。 ○鼻汁・咳などを含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。 ○咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に触れないように注意する。 ○手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール剤を用意しておくことが推奨される。 ○咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。
マスク着用	<p>患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。</p> <p>(方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マスクは表面に病原体が付着する可能性があるため、原則使い捨てとし、捨てる場所や捨て方にも注意して、他の人が触れないようにする。 ○新型インフルエンザ発生時に使用する家庭用マスクとしては、不織布製マスクの使用が推奨される。
うがい	<p>うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。</p>
対人距離の保持	<p>感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。逆に、人が社会活動を行うことで、感染リスクが高まると言える。（通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1～2m以内に落下する。つまり2m以上離れている場合は感染リスクは低下する。）</p>

手洗い	<p>外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻回に手洗いを実施することで、本人及び周囲への接触感染の予防につながる。流水と石鹸による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60～80%濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。</p> <p>(方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染者が触れる可能性の高い場所の清掃・消毒や患者がいた場所等の清掃・消毒をした際、手袋を外した後に手洗い又は手指衛生を実施する。 ○手洗いは、流水と石鹸を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。 ○速乾性擦式消毒用アルコール製剤は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。
清掃・消毒	<p>感染者が咳やくしゃみを手で押えた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を持ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。</p> <p>(方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。 ○発症者の周辺や触れた場所、壁、床などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際作業者は、必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・石鹸又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う。清掃・消毒時に使用した作業着は洗濯、ブラシ、雑巾は、水で洗い、触れないようにする。 <p>・</p> <p>・ 消毒剤については、インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノールや消毒用エタノールが有効である。消毒剤の噴霧は、不完全な消毒、ウイルスの舞い上がりの可能性、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあるため、実施すべきではない。</p>

(2) 感染予防に必要な个人防护具

新型インフルエンザの感染対策に使用される防護具には、マスク、ゴーグル・フェイスシールド、手袋、ガウン・防護服があります。防護具は適正に使用されないと効果が十分得られないことに留意する。

①マスク

(マスクの効能)

症状のある人がマスクを着用することにより、咳、くしゃみによる飛沫の拡散を防ぎ

感染拡大を防ぐことは可能だが、健常者がマスクの着用により飛沫の吸い込みを完全に防ぐことはできません。(隙間からの侵入があるため)。マスクによる防御を過信せず、咳や発熱等の症状のある人に近づかないなどの他の感染予防策を優先して実施する。

(マスクの種類)

- ア. 不織布製マスク：市販のマスクの約 97%を占める。
- イ. サージカルマスク（外科用マスク）：新型インフルエンザの感染予防には、一般的に、このタイプが推奨される。
- ウ. ガーゼマスク：咳エチケットとして使用することは可能だが、環境中の飛沫を捕捉するには十分な効果が得られない。
- エ. N95マスク：密閉性に優れていて、着用によりウイルスを含む飛沫の吸い込みを防ぐことが可能です。N95 マスクの着用に当たって、密着性の確認や着用の教育、訓練が必要です。そのため、新型インフルエンザの患者に接する可能性の高い医療従事者等の着用が勧められる。

<感染リスクに応じた感染予防・防止対策と保護具>

	職場における感染リスクに応じた感染予防・防止対策と保護具	流水・せっけん等による手洗い	不織布マスク（サージカルマスク）	N95マスク	手袋	ゴーグル又はフェイスシールド	ガウン	ヘッドカバー又は帽子	靴カバー又は長靴	エプロン	電動ファン付呼吸用保護具
リスク	行動環境										
	①症状のない人にも通常 2m以内に近づく可能性がない (例) 職場においてお互い 2m異常の距離を保て、また、発熱や咳など明らかな症状がある人と同じ部屋にいることはない。	○									
	②発熱や咳などの症状を有する人の 2m以内に近づく可能性がない (例) 職場において発熱や咳などの明らかな症状がある人と同じ部屋にいることはないし、いたとしても自分は 2m以内に近づくことはない	○	△								

③通常はないが、突発的な状況でのみ、発熱や咳などの症状を有する人の2m以内に近づく可能性が短時間ある (例) 通常は職場において発熱や咳などの明らかな症状がある人と同じ部屋にいることはないが、もしいた場合には自分は2m以内に近づくことが短時間はある	○	△ ○								
④発熱や咳などの症状を有し、新型インフルエンザに感染した可能性が否定できない人の2m以内に近づく可能性がある。 (例) 患者に対面して状況を確認する者、搬送にかかわる者	○	(○) ※1	○ ※1	○	(○) ※2	(○) ※2	(○)	(○)	(○)	
⑤新型インフルエンザと診断された人の2m以内に近づく可能性がある (例) 患者を搬送する者	○	(○) ※1	○ ※1	○	(○) ※2	(○) ※2	(○)	(○)	(○)	
⑥新型インフルエンザに感染した(疑い例を含む)人の血液などの体液飛散の可能性はある	○	(○) ※1	○ ※1	○	○	○	○	○	(○)	(○)

(注釈) △：十分な防護効果が得られるという科学的根拠はない

(○)：状況に応じて使用する

※1：患者数が相当数に増加した時点、N95 マスクが入手困難になった場合、あるいは使用が他に優先される場合には不織布マスク（サージカルマスク）の使用になる

※2：感染が拡大し発生段階が進むにつれ、必然性が薄れる

<出典>厚生労働省 第8回新型インフルエンザ専門会議（平成20年7月30日開催）資料

②新型インフルエンザワクチン

新型インフルエンザの発症予防や重症化防止に効果が期待できるワクチンとして、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンがある。

1. プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスをもとに製造されるワクチン

2. パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ高原性をもつウイルスをもとに製造されるワクチン

8 パンデミック期に想定される事態

新型インフルエンザのパンデミック期における想定事態とその社会的影響は、次表のとおりであり多くの市民に健康被害を与えるとともに、市民生活や社会活動、医療活動等に大きな影響を及ぼすものと想定される。

項目	想定される事態	想定される社会的影響
感染者数	市民の約 25%が感染	入院患者のための病床の不足
流行期間	流行は冬季とは限らず、流行の波が2ヶ月程度の流行が2～3回程度発生	2～3回程度の発生に応じた被害の発生
保健医療	休診医療機関の増加	受診医療機関の限定
	救急車の要請の増加	救急車の遅延
	医療機関受診者の増加	医療従事者の不足、医療品の不足
市民生活 社会活動	事業所従業員の約 40%が欠勤 ※米国職業安全管理局のガイダンスにより、感染流行のピーク時の欠勤率を 40%と想定	事業、生産、流通活動の低下又は停止
	スーパー、コンビニ等の商品不足	生活必需品、食品の不足、買占め等の発生
	生鮮食品の流通中止	生鮮食品の不足
	外食産業、給食業者等の営業中止	外食の給食・弁当等の遅延、不配の発生
	公共交通機関の運行制限	市民の移動の制限
日常生活	学校、保育所等が休校・休園	幼児、児童等がいる家庭における、子供の看病や世話のための親の欠勤
	映画館等の娯楽施設の営業自粛	自宅で待機する人の増加
	図書館・市民センター等の閉鎖	

第3章 新型インフルエンザ等の発生段階と組織体制

1 新型インフルエンザ等の発生段階

発生段階		流行規模
未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期		県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

2 嘉麻市新型インフルエンザ等対策室の設置

新型インフルエンザ等が国外で発生した場合、福祉事務所長を室長として、健康課内に対策室を設置し、以下の業務を行なう。

- ①新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、市民への情報提供を行なう。
- ②国内、県内発生に備え準備を行なう。
- ③市民からの相談の窓口となる。

3 嘉麻市新型インフルエンザ等対策本部

(1) 市対策本部の構成員

市長を本部長、副市長を副本部長、本部長が指名する各課等の長を本部員として構成し、本部員の事務を補助するために必要な職員を副本部員として置くことができるものとする。さらに、構成員とは別に、本部長は、国や県の職員、その他市の職員以外の者を会議に出席させ、当該出席者に対し、意見を求めることができるものとする。

＜嘉麻市新型インフルエンザ等対策本部構成員＞

役 職	構 成 員
本部長	市長
副本部長	副市長
本部長付	教育長 消防団長
本部員	総合調整監 防災対策課長 総務課長 人事秘書課長 議会事務局長 福祉事務所長 市民課長 土木課長 水道局長 学校教育課長 各総合窓口課長 健康課長
事務局	(主) 健康課 (副) 防災対策課

(2) 市対策本部の開催

国において、新型インフルエンザ緊急事態宣言がされた場合及び、国内発生に備えた全庁的な対策が必要な場合、市長は「嘉麻市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、適宜市対策本部会議を開催のうえ総合的対策を決定する。

対策本部の事務を処理するため、対策本部に事務局をおき、健康課及び防災対策課がその業務にあたる。

(3) 対策本部会議事項

会議の事項は、次のとおりとする。

- 1 初動対応の状況や被害情報等の報告
- 2 収集した情報による新型インフルエンザ等発生状況及び症状（感染性、重症度、潜伏期、薬効の把握）等の報告
- 3 各課が実施する対策の確認
- 4 総合的な対応方針の決定
- 5 広報活動（市民への情報提供や報道機関対応）に関する事
- 6 関係機関との連絡調整に関する事
- 7 専門機関や専門家の意見聴取
- 8 その他本部長が必要と認める事項

4 班

（1）班の設置

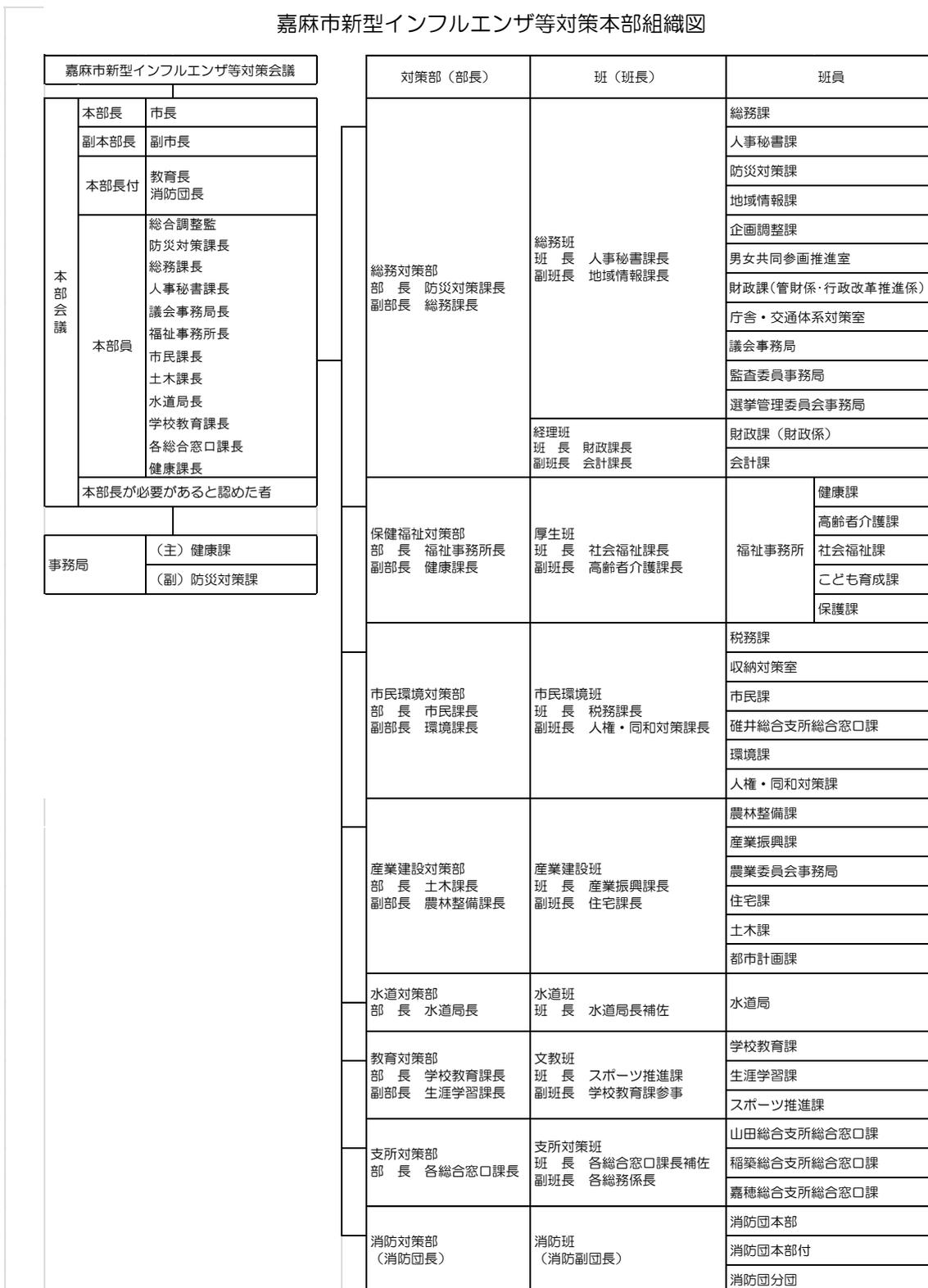
新型インフルエンザ等対策を実行性の高いものとするため、下表のとおり市対策本部に班を置き、各班長は必要に応じ関係課等と協議を行い、具体的な対策を実施する。
なお、市対策本部を設置する前には、各課等で必要な対策を講ずるものとする。

＜班の構成＞

対策部（部長）	班（班長）	班 員
総務対策部 部 長 防災対策課長 副部長 総務課長	総務班 班 長 人事秘書課長 副班長 地域情報課長	総務課、人事秘書課、防災対策課、地域情報課、企画調整課、男女共同参画推進室・財政課（管財係、行政改革推進係）、庁舎・交通体系対策室、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局
	経理班 班 長 財政課長 副班長 会計課長	財政課（財政係）、会計課
保健福祉対策部 部 長 福祉事務所長 副部長 健康課長	厚生班 班 長 社会福祉課長 副班長 高齢者介護課長	健康課、高齢者介護課、社会福祉課、こども育成課、保護課
市民環境対策部 部 長 市民課長 副部長 環境課長	市民環境班 班 長 税務課長 副班長 人権・同和対策課長	税務課、収納対策室、市民課、碓井総合支所総合窓口課、環境課、人権・同和対策課
産業建設対策部 部 長 土木課長 副部長 農林整備課長	産業建設班 班 長 産業振興課長 副班長 住宅課長	農林整備課、産業振興課、農業委員会事務局、住宅課、土木課、都市計画課
水道対策部 部 長 水道局長	水道班 班 長 水道局長補佐	水道局
教育対策部 部 長 学校教育課長 副部長 生涯学習課長	文教班 班 長 スポーツ推進課長 副班長 学校教育課参事	学校教育課、生涯学習課、スポーツ推進課
支所対策部 部 長 各総合窓口課長	支所対策班 班 長 各総合窓口課長補佐 副班長 各総務係長	総合支所（山田、稲築、嘉穂）総合窓口課
消防対策部 （消防団長）	消防班 （消防副団長）	消防団本部、消防団本部付、消防団分団

(2) 市対策本部と各班等の関係図

嘉麻市新型インフルエンザ等対策本部組織図



(3) 班の役割

対策部	班名	担当課	事務分掌
総務対策部	総務班	総務課、人事 秘書課、防災 対策課、地域 情報課、企画 調整課、男女 共同参画推 進室、財政課 (管財係、行政 改革推進係)、 庁舎・交通体 系対策室、監 査委員事務 局、選挙管理 委員会事務 局、議会議務 局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対策本部の設置・廃止及び庶務に関する事(補佐) 2. 対策本部事務局の補助に関する事 3. 対策本部全般の調整に関する事(補佐) 4. 各部との連絡調整及び活動状況のとりまとめに関する事(補佐) 5. 新型インフルエンザ等の情報のとりまとめに関する事(補佐) 6. 関係機関等からの新型インフルエンザ等の情報の収集に関する事(補佐) 7. 新型インフルエンザ等の情報の県、関係機関への報告に関する事(補佐) 8. 議会との連絡調整に関する事 9. 報道機関への協力要請及び対応に関する事 10. 住民組織との連絡調整に関する事 11. 要援護者搬送の調整に関する事 12. 消防団・消防署との連絡調整に関する事 13. 市民への情報提供に関する事(防災行政無線・市報・回覧・ホームページ等) 14. 必要物品の保管に関する事 15. まん延期における市民の生活確保に関する事 16. 職員の動員配備に関する事 17. 庁舎内の感染予防及びまん延防止策に関する事 18. 職員の健康管理及び感染対策に関する事 19. 職員の勤務体制に関する事
	経理班	財政課(財政 係)、会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 衛生管理費用に関する事 2. 新型インフルエンザ等に係る財政措置に関する事
保健福祉対策部	厚生班	健康課、高齢 者介護課、社 会福祉課、保 護課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対策本部の設置・廃止及び庶務に関する事 2. 対策本部事務局に関する事 3. 対策本部全般の調整に関する事 4. 各部との連絡調整及び活動状況のとりまとめに関する事 5. 新型インフルエンザ等の情報のとりまとめに関する事 6. 関係機関等からの新型インフルエンザ等の情報の収集に関する事

			<ul style="list-style-type: none"> 7. 新型インフルエンザ等の情報の県、関係機関への報告に関する事 8. 新型インフルエンザ等の記録に関する事 9. 県、他市町村との連絡調整に関する事 10. 医師会等医療関係機関との連絡調整に関する事 11. 市民への広報に関する事 12. 患者リストの作成に関する事 13. ボランティアの活動支援に関する事 14. 医薬品、資器材の確保に関する事 15. 相談体制の整備に関する事 16. 予防接種（（特定接種・住民接種）に関する事 17. 医療対応に関する事 18. 要援護者の把握及び支援に関する事 19. 要援護者相談等への対応に関する事 20. 要援護者の安全確保と安否確認に関する事 21. 要援護者に対する各種支援措置に関する事 22. 要援護者の搬送（発熱外来まで）に関する事 23. 市民・要援護者の健康と衛生管理に関する事 24. 福祉施設における対策に関する事 25. 心のケア対策その他保健医療に関する事
		こども育成課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 感染予防対策の普及啓発に関する事 2. 休園日の要請に関する事 3. 園児の安全指導に関する事 4. 応急保育に関する事 5. 保護者等に対する情報提供と感染防止対策への協力要請に関する事 6. 段階と流行規模に応じた保育体制に関する事 7. 給食の衛生体制に関する事
市民環境対策部	市民環境班	税務課、収納対策室、市民課、碓井総合支所総合窓口課、環境課、人権・同和対策課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 発生箇所の防疫に関する事 2. し尿の処理に関する事 3. 生活ごみの処理に関する事 4. 動物保護、収容に関する事 5. 納棺用品等の確保に関する事 6. 遺体収容、安置に関する事 7. 遺体の埋葬に関する事

産業建設対策部	産業班 建設班	農林整備課、 産業振興課、 農業委員会 事務局、住宅 課、土木課、 都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食料・生活物資・資器材等の緊急輸送に関する事 2. 食料の確保、供給に関する事 3. 炊き出しの実施、支援に関する事 4. 要支援者への生活物資の確保、供給に関する事 5. 物資集配拠点の設置に関する事 6. 交通情報の収集、道路規制に関する事 7. 商工団体・機関などを通じた企業や商店に対する事業継続と事業自粛の要請に関する事 8. 企業活動の維持・復旧のための支援に関する事
水道対策部	水道班	水道局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飲料水の確保、供給、消毒に関する事
教育 対策部	文教班	学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校等における感染予防・まん延防止等に関する事 2. 児童・生徒に対する感染予防策の励行に関する事 3. 保護者等に対する情報提供と感染防止対策への協力要請に関する事 4. 市立学校等の保健衛生体制に関する事 5. 発生段階と流行規模に応じた学校教育体制に関する事 6. 給食の衛生体制に関する事 7. 休校日の要請に関する事 8. 児童、生徒の安全確保、安否確認に関する事 9. 各施設の利用の中止及び自粛要請に関する事
		生涯学習課、 スポーツ推 進課	<ol style="list-style-type: none"> 1. スポーツ・文化事業（イベント）等の自粛要請に関する事 2. 所管施設で開催されるイベントの継続・縮小・休止の要請に関する事
支所対策部	支所対 策班	総合窓口課 （山田、嘉 穂、稲築）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 支所内の総括、各班との連絡調整、職員の動員に関する事 2. 相談窓口の設置・運営に関する事 3. 対策本部の設置・廃止及び庶務に関する事（補佐） 4. 対策本部全般の調整に関する事（補佐） 5. 各部との連絡調整及び活動状況のとりまとめに関する事（補佐） 6. 関係機関等からのインフルエンザ情報の収集に関する事（補佐） 7. 新型インフルエンザ情報の県、関係機関への報告に関する事（補佐） 8. 新型インフルエンザの記録に関する事（補佐） 9. 住民組織との連絡調整に関する事（補佐） 10. 市民への広報に関する事（補佐）
各班共通			<ol style="list-style-type: none"> 1. 班内職員の動員配備に関する事 2. 所管施設の新型インフルエンザ対策に関する事 3. 民間団体への協力要請及び連絡調整に関する事

		<ol style="list-style-type: none"> 4. 本部の指示に基づく各班の応援に関する事 5. 業務継続計画の作成（未発生期）及び発動に関する事（海外発生期以降） 6. 各業務の継続・縮小・休止の決定に関する事 7. 所管イベントの開催の継続・縮小・休止の決定に関する事 8. 職場・所管施設における感染予防・まん延防止策に関する事 9. 職員の罹患状況及び要員確保状況の把握に関する事 10. 関係機関又は団体等との連絡調整（各種要請を含む）に関する事 11. 関係機関又は団体等への情報提供に関する事 12. 市対策本部への報告に関する事
--	--	---